

令和7年12月24日

## 質問書回答

件名：東京国際空港消防西庁舎室内建具設置その他工事

質問内容	回答
<p>1. 【配置予定技術者について】</p> <p>専任を要しない期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間等）はございますでしょうか。</p>	<p>1.</p> <p>資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間が当該工事における配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の専任を要しない期間です。</p>
<p>2. 【配置予定技術者について】</p> <p>1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（種別は「建築」に限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>上記、同等以上の資格とはどのような資格でしょうか。</p> <p>10年以上の実務経験でも可能でしょうか。</p>	<p>2.</p> <p>1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（種別は「建築」に限る。）と同等以上の資格を有する者とは、1級建築士または2級建築士を指します。</p> <p>また、実務年数では同等の資格とはみなしません。</p>